

第1回泉南市自治基本条例検討委員会会議録

- 日時 平成23年4月21日(木)午後7時~9時
場所 泉南市役所 2階 大会議室
- ・出席委員 12名
 - ・事務局 政策推進課長、政策推進課課長代理、企画係長、企画係主任

1 委嘱式

- (1) 市長挨拶
- (2) 委嘱状授与

2 検討委員会

- (1) 開会
- (2) 各委員の自己紹介、事務局紹介

事務局より今後のスケジュール等説明

委員長、副委員長の選任

- ・委員長については村田委員を委員長にとの事務局提案に各委員異議なし
- ・副委員長について事務局より各委員に推薦の有無を確認したところ推薦はなく、事務局提案により城森委員が副委員長となる

- (3) 村田委員長による講義

<事務局>委員の皆さんに自治基本条例についての基本認識を持っていただくため村田先生より自治基本条例のお話をいただきます。

- ・事務局より村田委員のプロフィール紹介を行った後、当日資料を用いて村田先生による自治基本条例についての説明を聞く。

- (4) 討議

以下は討議の内容

<村田委員長>ここからは、私が座長として話を進めていく。これからの会議をどのように進めていくのかという点で泉南市の現状や課題を共有化していく場面を最初に作ってはどうかと思う。皆さんから見た地域やまちの現状・課題に触れてもらうとともに、ここまで(聞いてきたなかで)の意見、質問、感想

を述べてもらいたい。そうやって条例を作る上で泉南の課題を浮き彫りにしていくことに時間を当てたいと思う。

< 委員 > (泉南市では) 高齢化が進み、社会福祉協議会では成年後見人制度を勉強中で、研修なども行っている。泉南市は府下でも日常生活支援の制度を利用する人が多いのだが、高齢者が増えたことで成年後見人制度を勉強する必要が出てきた。それが現在の課題である。

< 村田委員長 > 条例に盛り込みたいことがあるか？

< 委員 > 今すぐに思い当たることはない。

< 村田委員長 > もうしばらく情報共有に時間をとりたい、他になにかないか。

< 委員 > 新興住宅地域が増えたことにより、地域でのコミュニケーションが取りにくくなっている。コミュニケーションをとるための手段である広報紙の配布についても区に加入する、加入しないで問題が生じている。条例の中に区に加入することを盛り込めたらいいと考えるのだが。

< 村田委員長 > 地縁の共同体と新しい住民との結びつきについてはどこでも課題となっている。拙速に今、決めることはできないが市民の役割を考えていく条例にもなるのだからその中で議論することとしたい。

< 委員 > 行政はサービスの公平性や経費面から広報紙の配布の民間委託を言いたすが、それでは、地域のコミュニケーションがとれない区も出てくる。難しい問題だ。

< 委員 > 新しい住民との接点は広報しかないのではないか。

< 委員 > そうだ。鳴滝区は区費を取っていないが取っているところがほとんどだ。そういう所では、区に入らずに区費も納めないなら広報を配らないと決めている。

< 村田委員長 > 本日のところは、既存の地域と新しい住民の結びつきをどう図っていくのかとすることでよいか？

< 委員 > 基本的には市民の権利と義務という問題があると思う。権利ばかりでなく義務もうたった条例であるべきだ。

< 村田委員長 > 当然市民の権利と義務をうたうことになる。義務の中身をどうするかはこれからの議論になると思う。

関連したことでなくてもよいが、他にないか？

< 委員 > 自分も「市民と行政との協働」を旗印にしている。（「市民と行政との協働」というのは）抽象的であり、言いやすい言葉である。条例を前提としてではないがこれを成文化するのはおもしろいと思う。何か尺度があればおもしろい。

我々は地球温暖化対策のため活動を行っているが、泉南市の力の入れ具合に疑問を持っている。但し条例がどうのこうので言っているのではない。

< 委員 > この委員会は「市民の声」になるのか。

< 事務局 > 代表ということではないが、ここで（皆さんから）市民の声を反映させてもらいつくりあげていくということになります。

< 委員 > 行政に対しどこまで踏み込めるのか。議会に認められるには穏やかなものをつくらざるを得ない。市民も議会に対して色々と意見を持っている。

< 委員 > 条例を策定するなかに議会の代表が入っている例はないのか？

< 村田委員長 > 議会の代表が入っている例は聞かない。

< 事務局 > あまり、聞きません。

< 村田委員長 > 議会を無視しないのは当然だが、最初から織り込み済みのものをつくっても自治基本条例の意味がない。さまざまな事情がある状況で、我々が議論を尽くし、実効性のあるものをつくるかが大切だ。また、その際に調整役となる事務局も重要だ。

条例の中に議会の責務を盛り込むということでしょうか。

ここまでの提案は、1つは市民の権利だけでなく責務も記していく。2つ目は「協働」の中身を検討しつつ市民と行政の協働という条文を盛り込む。そして、議会の責務を盛り込んだ条例をという意見が出されている、ということだ

よいか。

- ・ 異議出ず

<村田委員長> それでは、先ほどの講義で話したフルセット型の条例を視野に入れて進めていくことでどうか？

<委員> 講義の中の地方分権一括法のところがよく理解できていない。これについての整理ができないと前に進めないなので、説明して欲しい。

<村田委員長> 資料は次に提供したいが、地方の裁量を高めて国の管理を少なくしようという目的で機関委任事務が廃止された。あまりに多かった国の事務のために地方は自身の仕事をするができない。私の理解をすこし述べると、お金の配分・使い方の枠組みであると思う。どこまで国の責任でおこない、地方の責任でどこまでやるのかということが言われている。背景は国にお金がないことである。地方の自立・責任というが、では国の責任はどうかという問題もある。より良いまち、地方自治をつくっていくというのは、国の責務ではないからその枠組みを自分達で決めていこうということだ。

<委員> これまでの話からフルセット型になるのかなと聞いていたが、コンポーネント型の条例はどこがあるのか教えて欲しい。

<事務局> 今、どこの団体がという資料はもっていないので、次回提供します。

<委員> 先生（村田委員長）に尋ねたい。私の理解では自治基本条例は理念法
個別具体的なものを盛り込むのではなく理想を掲げるもの
であると思うがそれでよいのか。

<村田委員長> 私の理解もそうなる。

<委員> それでは、その実効性をどうやって担保するのかということが問題だ。罰則規定は入れられないのかと思う。個別法で実行を担保するのは刑罰だ。私が仕事で携わる消費者保護基本法も罰則規定がない、あくまで理念法だ。（同じく理念法である自治基本条例について）その中でどう踏み込んでいくかということ話を話し合い、色々勉強しなくてはならないと考えている。ひとつそこに課題があると私は思う。

<村田委員長> 意見ということでよいか。

<委員> はい。

<村田委員長> 罰則規定を盛り込めないが、実現可能なものでないと意味がない。また皆さんの意見を取り入れたものをつくるため、次回までに自分で調べるなどしてどのような内容が泉南市にふさわしいのかについて意見を持って来てもらいたい。

それから、事務局でもコンポーネント型の資料を調べてもらいたい。次回以降の進め方について、事務局は具体的なスケジュール案があるのか。

<事務局> 次回ということでは、1か月に1回を目途にすると5月20日前後になると思いますが、開催時間・平日か否か等について各委員から意見をいただきたい。

<村田委員長> 日中でも大丈夫な日、曜日があるか？

<委員> 仕事があるので夜がよい。

<委員> 私も仕事がある。

<村田委員長> 昼夜決めて行うのではなく、私の予定も含め、皆で話し合って次を決めることにしてはどうか。

<委員> 事務局に任しておく。

<委員> 職場が一人体制なので代わりがない、昼は避けて欲しい。

<村田委員長> それでは、次の日程だけ決めることとする。次の会議は夜として、それ以降は事務局に相談・一任ということでよいか。

<事務局> 20日前後で都合の悪い日がありますか。

<委員> いずれにしても、皆何かある。皆がそろうというのは難しい。

<委員> 夜なら皆大丈夫だろう。

- ・ 調整の上、次回は5月24日(火)午後7時から市役所大会議室で行うことに決定。

<村田委員長> この検討会は最終的には条例素案を作るという目的があることから、次回からは会議のテーマを立てて行っていきたいと思うがどうか。任せてもらえるか。

<各委員> 了解。

<委員> 次回からはHPに載るのか。

<事務局> そうです。

<委員> 本日の分は載せないのか。

<事務局> 今日の分も載せます。

<委員> 今日の分は載らないと思つての発言をしたところもある。

<村田委員長> 誰の発言かまでは載らないのではないか。

<事務局> そうです。

<村田委員長> 他に何もなければ本日はこれで終了とする。後、事務局から何かあれば。

<事務局> 次回は委員長と調整のうえ検討をお願いする案件を整理し・提示します。

次回は5月24日(火)、19時から今日と同じこの場所で開催します。

案内はあらためて通知します。本日はありがとうございました。